

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償並びに期末手当の支給について、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等のうち、評議員の報酬は日額 5,000 円とし、評議員会への出席の都度、定款第 10 条に定める金額の範囲内で支給する。

2 役員等のうち、理事及び監事の報酬は日額 5,000 円とし、理事会等への出席の都度、一人あたりの各年度の総額が 200,000 円を超えない範囲で支給する。

3 役員等のうち、常勤の役員（浜松市職員の身分を有しない役員に限る。）に対して支給する報酬の額については、月額 400,000 円の範囲内において、会長が定める。

(支給の方法)

第3条 前条第3項に定める月額の報酬を受ける常勤の役員については、その職に就任した日から報酬を支給する。

2 前項の場合において、その職に就き、又はその職を離れた当該月分の報酬は、当該月の職にあった日数を基礎とする日割計算により支給する。ただし任期満了、失職又は死亡によりその職を離れた場合は、その月の末日まで支給する。

3 前条の規定にかかわらず浜松市職員の身分を有する者、又は協議会の職員で月額の給料を支給される者が役員等の職を兼ねるときは、その兼ねる役員等として受けるべき報酬は、支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のため出張したときは、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会旅費支給規程に定める費用を支給する。

2 前項の費用弁償を受ける場合は、日額報酬は支給しない。

(通勤手当)

第5条 常勤の役員に支給する通勤手当は、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に規定する支給方法の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、解任し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解任し、又は死亡した日現在）において常勤の役員が受けるべき報酬月額に100分の20を超えない範囲内の割合を乗じて得た額を加算した額を基準として、6月に支給する場合は1000分の1225、12月に支給する場合は1000分の1325を乗じて得た額に、職員給与規程に規定する期末手当の在職期間の区分に応じて定める一定の割合を乗じて得た額とする。

(準用)

第7条 この規程に定めるもののほか、月額報酬及び期末手当の支給については、職員給与規程に規定する支給方法の例による。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年12月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成30年1月1日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

2 改正前の役員等の報酬及び費用弁償支給規程第6条第2項の規定に基づいて平成29年6月1日からこの規程施行の日までの間に支払われた期末手当は、改正後の役員等の報酬及び費用弁償支給規程第6条第2項の規定による期末手当の内払いとみなす。

3 改正後の役員等の報酬及び費用弁償支給規程第6条第2項の規定に基づき平成29年6月及び12月

に支給すべき期末手当の合計額から前項に規定する内払いの額を減じて得た額の支給に関する事項については、会長が定める。

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行し、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。
(期末手当に関する特例措置)
- 2 改正前の役員等の報酬及び費用弁償支給規程第 6 条第 2 項の規定に基づいて平成 30 年 6 月 1 日からこの規程施行の日までの間に支払われた期末手当は、改正後の役員等の報酬及び費用弁償支給規程第 6 条第 2 項の規定による期末手当の内払いとみなす。
- 3 改正後の役員等の報酬及び費用弁償支給規程第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 30 年 6 月及び 12 月に支給すべき期末手当の合計額から前項に規定する内払いの額を減じて得た額の支給に関する事項については、会長が定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 21 日から施行する。